社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
西東京市市民協働推進センター運営委員会設置規則

（目的及び運営委員会の設置）

第１条　社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、西東京市市民協働推進センター（以下「センター」という。）が行う西東京市における市民活動の推進事業および協働事業を円滑に運営することを目的に、定款第 34 条の規定に基づき、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会西東京市市民協働推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（運営委員会の構成及び委嘱）

第２条　運営委員会を構成する運営委員は、定数を９名以上１５名以内とし、次に掲げる活動領域、団体等を配慮して本会会長が委嘱する。

(1)　ＮＰＯ・ＮＧＯ、ボランティア関係者
(2)　企業、労働組合
(3)　学識経験者
(4)　行政、教育機関
(5)　公募による市民
(6)　その他運営委員長が必要と認める者

２　運営委員の選出方法についての細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

（運営委員会の権能）

第３条　運営委員会は、次の各号を議決する。

(1)　事業計画及び予算
(2)　事業報告及び決算
(3)　事業評価
(4)　財政計画
(6)　設備及び機能
(7)　前各号に掲げるもののほか、センターの業務の執行に関する事

（ボランティア・市民活動推進事業担当理事候補者の選出）

第４条　本会定款第 18 条第２項及び第 19 条第２項並びに本会役員選任規則第２条第２項に基づき選定されるボランティア・市民活動推進事業担当理事（以下「担当理事」という。）の候補者を運営委員、又は運営委員候補者の中から選出するものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　運営委員会に委員長１名、副委員長２名以内を置く。

２　委員長は、担当理事が務める。

３　委員長は運営委員会を代表し、会務を統括する。

４　副委員長は、運営委員の互選とする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは副委員長がその職務を代行する。

（運営委員の任期）

第６条　運営委員の任期は２年とし、連続２期を限度に再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、委員長については、運営委員の任期とは別に、連続２期を限度

とし再任を妨げない。ただし、運営委員と委員長を通算した任期は、連続４期を超えることができない。
３　欠員の補充により就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　前３項の規定にかかわらず、センターの運営業務の受託が終了したときは、運営委員の任期も終了する。

（会　議）
第７条　運営委員会は、委員長が召集し、議長を務める。
２　運営委員会は、運営委員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
３　運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
４　運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席運営委員を代理人として表決を委任することができる。

（専門委員会）
第８条　運営委員会が必要と認めた場合は、専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会の構成、人数及び任期等についての細則は、委員長が運営委員会の議決を経て定める。
３　委員長は、第２条に定める運営委員以外で知識、経験を有する者を、運営委員会の議決を経て専門委員会の構成員とすることができる。

（報　酬）
第９条　運営委員が運営委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で報酬を支払う。

（事 務 局）
第 10 条　運営委員会の事務は、本会福祉活動推進課地域福祉推進係において処理する。

（雑　則）
第 11 条　この規則で定めるもののほか、必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成２１年３月１日から施行する。
附　則
１　この規則の改正条項は、平成２１年４月１日から施行する。
（失効）
２　この規則は、センターの受託を終了した日にその効力を失う。
附　則
この規則の改正条項は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この規則の改正条項は、平成１６年１０月１８日から施行し、平成１６年１１月１日から適用する。
附　則
この規則の改正条項は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則の改正条項は、平成２９年７月１９日から施行する。

附　則

この規則の改正条項は、令和４年４月１日から施行する。